

海老名市教育委員会

(平成28年 11月 定例会議事日程)

日時 平成28年11月18日(金)

午後2時00分

場所 海老名市役所第2委員会室(6階)

教育長報告

日程第1 議案第19号 平成29年度教育委員会予算要求の考え方について

日程第2 議案第20号 海老名市就学援助制度の運用等の見直しについて(非公開事件)

日程第3 議案第21号 平成28年度全国学力・学習状況調査の公表内容について(非公開事件)

日程第4 報告第15号 海老名市奨学金条例の一部改正に関する「意見の申し出」について(非公開事件)

日程第5 報告第16号 海老名市学校施設長寿命化・再整備計画の策定について

海老名市教育委員会

平成28年11月定例会



◇教育長報告

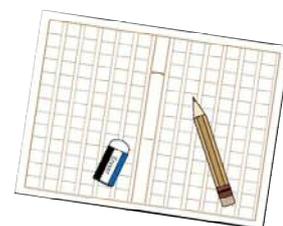
1 主な事業報告

- 10月28日（金） 教育委員会10月定例会
小学校連合運動会
県西観光ボランティア合同研修交流会
教育部内予算調整
- 29日（土） 中学生人権作文コンテスト表彰式
第11回「豊かな心を育む集い」
- 31日（月） 市長定例記者会見
教育部内予算調整会議
第3回海老名市英語教育推進協議会
- 11月 1日（火） 市制施行45周年式典
教育部内予算調整会議
- 2日（水） 週部会
えびな支援学校開校記念式典
小学校連合運動会実行委員会
- 3日（木） 文化スポーツ賞表彰式
人間教育フォーラム2016
- 4日（金） 朝のあいさつ運動（海老名駅）
※海老名中吹奏楽部生徒参加
11月校長会議
教育部内予算調整会議
- 5日（土） ひびきあい塾閉講式
統計グラフコンクール表彰式
- 6日（日） 白石市農業祭
- 7日（月） 初任者授業参観（海老名小）
ふるさとのまちを語る交流白石市中学生来庁
縣市町村教育長連合会幹事会・総会

- 8日（火） 学校経営の在り方研究会
- 9日（水） 週部会
海小研教育講演会
- 10日（木） 初任者授業参観（有鹿小）
学校保健研究協議会
音楽活動への寄付贈呈式
- 11日（金） 11月教頭会議
- 12日（土） 家庭と地域の教育を考えるつどい
- 14日（月） 最高経営会議
- 15日（火） 11月臨時議会
図書館連絡会
- 16日（水） よりよい授業づくり学校訪問（有馬小）
- 18日（金） 初任者授業参観（有鹿小）
教育委員会11月定例会

2 平成28年度中学生人権作文コンテストについて

※別添「平成28年度中学生人権作文優秀作品集」
毎年、中学生を対象に夏休みの課題として、作品の募集をしており、今年度は、904点の作品が応募されたとのことです。



おおよそ4人に1人の中学生が、この夏、人権について考え、作文を書いたこととなります。

それを人権擁護委員や指導主事等が読み、優秀作品を選定し、別添の作品集としてまとめました。

多くの作品が、人権に関する身近な話題や社会問題等から、自分の人権についての考えを述べていて、中学生の鋭い視点からの文章に驚かされます。

また、中学生がこれほどに深く人権について考えていることに比べて、今の社会を形作っている私たち大人はどうかと、至らなさを痛感するところ です。

私は、海老名の子どもの素晴らしさをあらためて感じました。

以上でございます。

議案第19号

平成29年度教育委員会予算要求の考え方について

別紙のとおり、平成29年度教育委員会予算要求の考え方について、議決を求める。

平成28年11月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成29年度教育委員会の予算を要求するにあたり、その考え方を定めたいため

平成 29 年度教育委員会予算要求の考え方

I 教育部基本方針

海老名市では、平成 27 年 4 月、市の教育、学術及び文化振興に関する総合的施策について、目標や施策の根本となる方針「海老名市教育大綱」を策定しました。

平成 27 年度から 30 年度までの 4 年間を計画期間とした同大綱は、「しあわせをはぐくむ教育のまち海老名」を目標としており、基本的な考え方として「子どもたちの『しあわせ』」、「家庭・学校・地域の『しあわせ』」を目指すこととしております。

具体的には、「子どもたちの今と将来のしあわせのための教育」、「子どもと大人がともに成長する社会」、「家庭・学校・地域のためのよりよい環境づくり」について取り組むこととしております。

実施に向けては、『えびなっ子しあわせプラン』の推進、「子どもと大人がともに学ぶ生涯学習の充実」、「安全安心な環境と新たな学校施設への取組」の 3 つの教育施策を掲げ、家庭・学校・地域・行政の力を結集し、これらを進めてまいります。

なお平成 29 年度の予算編成にあたっては、先に示された「海老名市予算編成基本方針」を十分踏まえた中で、議会での答弁内容の方向性、前年度までの決算状況における既存事業の費用対効果などを検証した上で、施策を着実に進めるための事業を厳選いたしました。

II 教育部の目標

平成 29 年度は、海老名市教育大綱に基づく施策の具現化に向けた予算編成となっております。厳しい財政状況にある中、事業の効率化を図りながら、一層の教育環境の改善・充実に向けハード・ソフト両面で整備を進めてまいります。

具体的には、

- 1 点目 「えびなっ子しあわせプラン」の推進
- 2 点目 子育て支援・保護者の負担軽減の充実
- 3 点目 学校応援団やコミュニティ・スクールの市内全校導入による学校支援の充実
- 4 点目 「学校施設長寿命化・再整備計画」の策定
- 5 点目 食の創造館・図書館・文化財施設の活用拡大と事業の充実

の 5 点を重点として、施策を推進してまいります。

Ⅲ 重点項目

1 「えびなっ子しあわせプラン」の推進

ひびきあう教育の理念を実現するため平成 26 年度策定した「えびなっ子しあわせプラン」を推進するため、総合教育会議において、市長と教育課題や教育行政全般にわたる協議・調整を行いながら、各種委員会・研究会の中で、学力の向上、集団力の育成、健康安全力の育成、教育課程の検討、小中一貫教育の推進、海老名型コミュニティ・スクールの導入に取り組みます。

また、グローバル化に対応し、国際社会の中で活躍する人材を育成するために児童生徒の英語力を強化します。

2 子育て支援・保護者の負担軽減の充実

小中学校入学時の保護者の経済的負担の軽減及び学力向上に向けて、昨年に引き続き、小学校 1 年生、中学校 1 年生の教材に係る費用の支援を行うとともに、野外教育活動に要する費用に対し負担金を交付し、保護者の負担軽減の充実を図ります。

また、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、支援の拡充を図ります。さらに、学童保育事業者への環境改善支援充実、就学援助世帯の保育料負担軽減を図ります。

3 学校応援団やコミュニティ・スクールの市内全校導入による学校支援の充実

平成 27 年度から各小学校で立ち上げた学校応援団を中心とした学校支援を充実し、地域の子どもは、「地域で守る」、「育てる」、「支援する」体制の構築を図ります。

また、学校運営に「保護者」、「地域の方々」も参画し、子どもたちの育ちを協働し支えるため、市内 19 校での「海老名市立小中学校コミュニティ・スクール」の導入を目指します。

4 「学校施設長寿命化・再整備計画」の策定

老朽化が進んでいる学校施設を継続的に維持していくため、施設改修を計画的に進めるための再整備計画の策定を行います。

5 食の創造館・図書館・文化財施設の活用拡大と事業の充実

食の創造館については、平成 27 年 8 月から導入した指定管理者制度により、効率的な施設の運営管理と安全で安心な給食の提供等を行うとともに、地産池消の取り組みをより一層強化するほか、市民向け事業の推進など「海老名の食の拠点」として施設の更なる活用を図ります。

また、図書館についても指定管理者制度導入により、市民ニーズへの対応も含めた蔵書の充実、各種サービス内容・水準の向上を図ります。

文化財施設については、海老名の歴史と文化を物語る史跡や文化財を活用し、文化財保護意識の普及啓発を行い、市民の郷土意識や郷土愛の醸成を図ります。

平成29年度海老名市予算編成基本方針

1 我が国の経済の動向

9月に内閣府が公表した月例経済報告による我が国の経済は、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果をもって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」と見込まれている。

しかしながら、「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としており、依然として楽観視できる状況にはない。

2 国の動向

平成27年10月7日に発足した第3次安倍改造内閣は、アベノミクス第2ステージとして、「一億総活躍社会」の実現に向けた「新・三本の矢」により「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め日本経済全体の持続的均衡を目指すとともに、「地方創生」により将来にわたって地域の成長力を確保するとしている。

本年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」においては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、消費税率の10%への引上げを平成31年10月まで2年半延期するとともに、平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持する「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進める。そして、600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方を示している。

3 本市の財政状況

平成27年度決算を踏まえた本市の財政状況を見ると、歳入面では、海老名駅西口地区における土地区画整理事業の影響などにより、固定資産税の増加は見込めるものの、税制改正に伴い法人市民税は減少傾向にあるなど、市税収入全体としては4年連続で増加している状況にあるが、先行きは依然として不透明である。一方、歳出面では、義務的経費である扶助費の増加が顕著であり、歳出に占める扶助費の割合が平成27年度決算においては約23%に達するなど、本市の財政運営に大きな影響を及ぼしている。

このようなことから、財政の硬直化を表す指標である経常収支比率は、近年高止まりの状況が続いており、超高齢社会の進展により社会保障関係経費など扶助費の増加は避けられないことや、市民サービスの向上に向けた政策的な経常経費も増加傾向にあることから、財政の硬直化のさらなる進行が懸念され、今後より一層の財政健全化に努めることが必要である。

こうした中であっても、本市では将来の税源涵養を目指した「次代につなぐ新たなまちづくり」を推進するため、市債や基金をバランスに配慮しながら積極的に活用しているところであるが、市債残高は一般会計において過去最高となり、基金残高は減少傾向の状況にある。

4 平成29年度予算編成

多くの地方自治体では今、高度成長期における人口増加に対応するまちづくりから、人口減少、少子高齢化を踏まえたまちづくりへ、大きな転換が求められている。

本市においては、都市機能の向上をはじめとした次世代を見据えた施策が実を結び、現時点においては人口が増加傾向にあるものの、長期的には人口減少、少子高齢化の課題を避けて通ることはできず、全ての行政サービス・既存事業を今後も提供し続けることは財政運営の面から困難である。

また、公共施設の更新問題に対する課題解決のため、将来にわたって一定水準の基金残高を確保する必要があることから、平成29年度より計画的に基金積立に取り組むこととする。

こういった状況の中、より持続性のある都市経営に視点を置き、「住みたい、住み続けたい海老名」の実現に向けて、本市の魅力を発信する取り組みや、地方創生に

資する若い世代の結婚・出産・子育て支援の取り組みなど、「次の海老名市」を創り出すため、職員の一人ひとりが、新たな視点、柔軟な発想に基づき、「選択と集中」の必要性を十分に念頭におき、平成29年度予算編成に取り組むことが必要となる。

<基本的事項>

1 海老名市かがやき持続総合戦略について

- まち・ひと・しごとの好循環を具現化
- 4つの基本目標を掲げ取り組みを推進

平成 20 年 4 月にスタートした「第四次総合計画」の最終年度は平成 29 年度であったが、本市を取り巻く社会経済情勢の劇的な変化や、人口減少、少子高齢化などの課題解決に向けて昨年度策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」における計画期間（平成 27 年度～平成 31 年度）との整合性を図る必要性が生じたことから、第四次総合計画の計画期間を平成 31 年度まで 2 年間延長し、その延長期間において本市の課題整理を行い、将来の発展につながる計画を策定する予定である。

「海老名市かがやき持続総合戦略」では、本市の魅力を市内外に発信し、本市に住みたい、住み続けたいといった「憧れ」を醸成することにより、魅力が ひとを呼び、ひとが にぎわいや まちをつくる、「まち・ひと・しごとの好循環」を具現化するため、次の4つの基本目標を掲げ取り組みを推進する。

【基本目標】

- ◇ 若者の結婚・出産・子育ての希望を叶える
- ◇ まちがかがやきを持続する拠点性を高める
- ◇ 元気な産業活動を支えるまちの基盤づくり
- ◇ まちの魅力向上とシティセールスの推進

2 平成 29 年度実施計画の策定について

- 目標達成に必要な新たな事業の創出を検討
- 固定観念にとらわれず事業の廃止・縮小を検討

平成 29 年度は第四次総合計画後期基本計画の 5 年目となることから、後期基本計画に掲げた施策・事業が着実に実施されるよう取り組むこと。

また、前記の 4 つの基本目標の具現化に向け、国県の動向をはじめとする社会経済情勢の変化や市民ニーズを適時・的確に把握した中で、どのような事業への取り組みが必要かを慎重に検討すること。

既存事業、特に 3 年以上にわたり継続している事業については、漫然と固定化・形骸化されていないか、取り組みに見合った成果・効果が得られているかを論理的に分析し、固定観念にとらわれず、廃止・縮小の視点を持って見直しを行うこと。

目標達成に必要な取り組みがあれば、必要に応じて新規事業の創出も検討すること。

既存事業の見直しや新規事業の創出においては、単年度の計画事業であっても、中長期的な視点に立ち、「次の海老名市」を創り出すために何が必要かといった本市の将来像を意識すること。

3 行政改革への取り組みについて

- 行政評価の結果を踏まえ、より効果的・より効率的な事業展開を迫及
- 行政と民間の適切な役割分担を図る

P D C A サイクルの適切な運用を図るために、平成 28 年度行政評価として行われた、外部評価委員会から提示された総括意見及び指摘を踏まえ、各所管で事業計画を構築すること。その際、指摘された事項については、しっかりと検討し、必要な改善を図ることは勿論のこと、外部評価対象とならなかった事業についても、再度の見直しを検討すること。

限られた予算の中でより効果的、効率的に事業を展開するために、事業の必要性・効率性・公共性・緊急性など、多角的な視点から事業を分析し、市が果たす

べき役割について検証を行い、民間が行うことにより、さらなる効果が期待される場合には、民間活力を積極的に導入するなど、行政と民間の適切な役割分担を図ること。

また、第6次行政改革大綱に基づき、実行プランに位置付けられている事業については、推進期間終了年度となる平成29年度までに目標を達成できるよう事業を推進すること。なお、実行プランに位置付けのない事業についても、必要性を検証し、必要な改善策等を講じること。

4 予算編成方法について

- 包括予算制度の意義を再確認し責任のある予算編成
- 事業の積極的な見直しと新たな特定財源の獲得により政策的経費を確保
- 第一次経費（固定経費を除く）の枠配分において、原則、
前年度 △2.5%のシーリングを実施

平成29年度当初予算編成では、政策的経費に配分できる一般財源の確保・拡充を図る必要があることや、各部等における予算編成の説明責任を明確にする必要があることから、昨年度に引き続き、包括予算制度による予算編成を実施する。

第一次経費については、固定経費を除き、原則、前年度マイナス2.5%のシーリングを実施する。また、第一次経費の枠配分は、一般財源ベースで予算要求前に行うこととする。

本市では、包括予算制度を平成17年度当初予算編成から導入しており、その趣旨は、各部等が主体的に事業の方向性を判断し、質の高い市民サービスの提供とコスト意識の向上を図ることにより、効率的かつ効果的な都市経営を行うことにある。各部等においては、第一次経費に係る予算要求を一般財源配分額の範囲で行うことから、積極的な事業の見直し、経常経費の縮減、新たな特定財源の獲得などに努めること。

なお、当初予算は、当然に1年間の事業計画に基づき編成するものであり、補正予算を前提とした予算要求は認めない。

既存事業については、平成27年度決算の状況や平成28年度予算の執行状況等、とりわけ不用額が生じた事業について、綿密に分析を行うとともに、事業内容の徹

底的な見直しや事業効果の検証を行い、事業の存続も含めた合理化・効率化を検討することにより、経費の抑制を図ること。

新規・拡充事業については、事業目的・効果、事業スキーム、計画期間、事業の熟度、特定財源の確保、後年度負担及び税源涵養に繋がるかなどを多角的に分析し、原則として期限を設定したうえで予算要求を行うこと。

予算措置を行った事業については、当然に、当該年度において予算執行を行う義務があることから、各所管・各職員が責任を持って、関係する市民、事業対象地域及び各機関との調整を十分に行い、迅速に事業を進捗させること。

以上の趣旨を踏まえ、各部等においては、第四次総合計画及びかがやき持続総合戦略などに基づき、予算編成方針を作成し、責任ある予算編成を行われない。

5 特定財源の獲得について

- 市民サービスを維持・向上するために適正な財源の獲得
- 既存単独事業であっても新たな特定財源の獲得

国・県支出金に関する制度改正については、事業や市民サービスに多大な影響を及ぼすことから、関係機関との連絡を密にし、情報収集に努め、的確に対応すること。特に、市民や市への負担を増加させる制度改正が行われる場合には、市民と直接対応する基礎自治体の実情を説明し、適正な財源の確保に努めること。

また、既存の単独事業であっても、補助申請において視点を変えることや事業効果を変えずに事業内容の一部を変更することなどにより、補助対象とすることができないか再度検討を図るとともに、民間団体等における補助制度にも目を向けることにより、積極的な特定財源の獲得に努めること。

なお、市民を対象としたイベント事業などについては、事業の充実を図ることを目的として有料化を検討するなど、特定財源の確保に努めること。

6 説明責任について

○ 説明責任を果たすことにより、市民からの信頼を獲得

行政運営に当たり、市民・関係団体との協働は不可欠であることから、その意見に対して真摯に耳を傾けるなど十分な調整を行うこと。

また、市民・関係団体と行政との間で、その役割や責任を明確にするとともに、説明責任を果たすことで信頼関係を築くこと。

事業を縮小または廃止する場合には、その影響を受ける市民、関係団体に対し、今後、十分な説明責任を果たし、必ず理解を得ること。

事業を創出する際には、当然に事業目的・効果、事業スキームなどを整理しているが、既存事業についても見直し継続する際には、必ず新規事業と同様の整理を行い、いつでも、誰に対してでも説明責任を果たせるだけの準備をしておくこと。

7 特別会計について

○ 独立採算制の考え方に基づいた健全運営

特別会計については、すべての事業を第二次経費とするため、予算編成方法の変更に伴う変更はないが、予算編成の基本的な考え方は一般会計に準じ、本基本方針によるものとする。

また、その設置の趣旨を十分に踏まえ、安易に一般会計からの繰入金に依存することがないように、より一層の経費の節減と事業の効率化を図るとともに、徴収業務の強化などによる自主財源の確保に努め、受益と負担の原則及び独立採算制の考え方に基づいた健全運営に努めること。

特に公営企業会計については、法の趣旨に則り、費用負担の明確化を図るとともに、長期的な視点に基づいた経営に努めること。

議案第20号

海老名市就学援助制度の運用等の見直しについて（非公開事件）

別紙のとおり、海老名市就学援助制度の運用等の見直しについて、議決を求める。

平成28年11月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

支給時期等を見直ししたいため

就学援助制度の運用等の見直しについて

1 概要

(1) 認定、第1回支給時期及び新入学児童生徒用品費等の支給時期の早期化

		現 状	改正後※平成29年度より
認定時期		6月下旬	4月初旬～中旬
支給時期		7月中旬	4月下旬
新入学児童 生徒用品費 等	小学校 1年生	入学後の7月中旬	入学後の4月下旬
	中学校 1年生	入学後の7月中旬	入学前(小学校6年生)の 1月下旬

(2) 支給金額の増額(新入学児童生徒学用品費等)

支給費目		現 状	改正後※現在の小6～1月に支給
新入学児童 生徒学用品 費等	小学校 1年生	20,470円	32,480円(+12,010円)
	中学校 1年生	23,550円	37,920円(+14,370円)
その他の費目		変更なし	

※生活保護法による入学準備金(小学校:40,600円・中学校:47,400円)の8割として算出した金額となっています。

(3) 認定基準の引き上げ

認定基準	現 状	改正後※平成29年度より
倍率	1.2倍	1.4倍
生活保護基準	平成24年度	認定年度の前年度

(4) 要綱、要領の改正を平成11年以来行っていないことによる現状との乖離の解消

2 効果

- (1) 認定、支給時期の早期化により、実際に費用がかかる時期での支給となることとともに支給金額の増額によって経済的に苦しい保護者へのさらなる負担軽減となる。
- (2) 認定基準の引き上げでは、就学援助制度の対象となる世帯が拡大し、上記効果のさらなる波及が見込まれる。
- (3) 所要の改正により現行の運用と要綱、要領との整合性が図られる。

3 スケジュール

- ・平成29年1月1日施行 要綱、要領
- ・平成29年1月上旬 小6保護者(認定者のみ)へお知らせ通知
- ・平成29年1月25日 新入学児童生徒学用品費等の支給
- ・平成29年4月下旬 平成29年度就学援助費第1回支給

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第19条の規定に基づき</u>、経済的理由によって就学することが困難な<u>児童及び生徒</u>(以下「<u>児童生徒</u>」という。) <u>の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「援助費」という。)</u>を交付し、援助を<u>行う</u>ことについて必要な事項を定める。</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第2条 この要綱により<u>援助費</u>の交付を受けることのできる者は、海老名市内に居住し、市立小学校及び市立中学校に在学する<u>児童生徒の保護者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</u>又は要保護者に準ずる程度に生活が困窮しているとして、次の各号の<u>いずれかに該当する者(以下「準要保護者」という。)</u>とする。</p> <p><u>ただし、学校教育法施行令第9条第1項に規定する区域外就学を海老名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が認めた者にあっても該当する者とする。</p> <p><u>(1) 当該年度又は前年度において、次のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>ア 生活保護法(昭和22年法律第144号)第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者(ただし、世帯変更による停止又は廃止を除く。)</u></p> <p><u>イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づき市民税非課税の者</u></p> <p><u>ウ 地方税法(昭和25年法律第226号)第323条に基づき市民税が減免されている者</u></p> <p><u>エ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者</u></p> <p><u>オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づき保険料が軽減又は徴収猶予となっている者</u></p> <p><u>カ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者</u></p> <p><u>キ 失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所日雇労働者</u></p> <p><u>(2) 世帯の前年の所得が、国が定める海老名市の前年度における生活保護基準額に基づき算定した合計年額(以下「生活保護基準額」という。)</u>の1.4倍以</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号) <u>第25条及び第40条の規定により</u>、経済的理由によって就学することが困難な<u>学齢児童及び学齢生徒</u>(以下「<u>子女</u>」という。)に<u>就学援助費</u>を交付し、援助を<u>する</u>ことについて必要な事項を定める。</p> <p><u>(援助を受けることのできる者)</u></p> <p>第2条 この要綱により<u>就学援助費</u>の交付を受けることのできる者は、海老名市内に居住し、市立小学校及び市立中学校に在学する<u>子女の保護者で次のいずれかに該当する者とする。ただし、区域外就学許可子女にあつては、居住市区町村からの事務委任により該当する者となる。</u></p> <p><u>一 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項による要保護者(以下「要保」という。)</u></p> <p><u>二 生活保護法第6条第2項による要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者(以下「準保」という。)</u></p>

下の者

(3) その他特に援助費の交付が必要であると教育委員会が認めた者

(援助費目及び援助額)

第3条 援助費目及び援助額は別表のとおりとする。ただし、要保護者にあつては、修学旅行費のみを対象とする。

(交付申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

(交付決定)

第5条 教育委員会は、前条による申請があつたときは、当該申請について審査し、援助費の交付を決定する。

2 前項の決定をしたときは、その旨を文書により校長を経由して申請者に通知するものとする。

(取り消し及び返還)

第6条 教育委員会は、援助費の交付決定を受けた者（以下「認定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請内容に虚偽又は不正があつたとき。

(2) 援助費を本来の目的以外のことに使用したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により援助費の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に援助費が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(援助の費目)

第3条 就学援助の費目は次のとおりとする。ただし、要保にあつては、修学旅行費及び医療費のみを対象とする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 校外活動費

(4) 給食費

(5) 新入学児童生徒学用品費

(6) 修学旅行費

(7) 通学費

(8) 医療費

(交付の申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付申請書（第1号様式）を所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、要保については、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 委員会は、前条による申請があつたときは、当該申請について審査し、援助費の交付を決定する。

2 前項の決定をしたときは、就学援助費交付決定について（第2号様式）により校長を経由して申請者に通知するものとする。

(援助費の額)

第6条 就学援助費の額については、国の基準に基づき委員会において算定する。

削除

(変更の届出等)

第7条 認定者は、申請事項に変更が生じた場合には速やかにその旨校長を經由して教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する届出を受けた場合、就学援助の継続について再審査が必要と判断するときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求め、再審査するものとする。

(援助費の交付時期)

第8条 援助費の交付は、原則として8月を除くすべての月に行う。

(援助費の再交付)

第9条 援助費の再交付は原則として行わない。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合は、再交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(援助費の交付時期)

第7条 援助費の交付は、原則として7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月及び3月に行う。

(援助費の再交付)

第8条 援助費の再交付は原則として行わない。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合は、再交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表

援助費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費	1年生	1,420 円	1年生	5,320 円
	他学年	11,420 円	他学年	22,320 円
通学用品費	2年～6年	2,230 円	2年～3年	2,230 円
新入学児童生徒学用品費等	1年生	32,480 円	1年生※2	37,290 円
	6年生※1	37,920 円		
校外活動費（宿泊なし）	1,570 円		2,270 円	
校外活動費（宿泊あり）	3,620 円		6,100 円	
修学旅行費	21,490 円		57,590 円	
通学費※3	実費額		実費額	
学校給食費 ※中学校配食弁当代含む	実費額		実費額	

- ※1 当該年度の1月時点での認定者に対し支給する。
- ※2 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※3 学校教育法施行令第8条に規定する指定学校変更及び第9条第1項に規定する区域外就学を教育委員会が認めた者については、原則、支給しない。ただし、教育委員会が支給について、特に必要と認める場合には支給することができる。

第1号様式(第4条関係)

就学援助費交付申請書

(宛先) 海老名市教育委員会

平成 年 月 日

申請者(保護者) 住所 氏名・印 電話 ()

下記のとおり、就学援助を受けたいの必要書類を添えて申請します。なお、認定事務には世帯状況や、児童扶養手当の支給状況、税務資料等の確認行為が伴うことを承諾します。
また、世帯状況の変化や、所得額の更正などにより、就学援助の受給額に差額が生じた場合は、速やかに返還することをお約束します。
(※) 海老名市教育委員会より交付される就学援助費のうち、学校給食費(中学校はミルク給食のみ)を、海老名市給食費として海老名市に直接支払うことに同意します。また、学校給食費の額に変更があったときは海老名市で精算することに同意します。

※学校給食費の直送扱いなどは、ご本人の同意に基づいて行います。同意されない場合は、上記工(密)海老名市教育委員会により、「同意します。」の部分をご修正で削除してください。

就学援助を受けたい児童生徒名	学(新)学年	小学校	中学校	新	年生
世帯の状況(お父さんと生計を共にする方全員)	本人	平成			
ア 氏名	児童生徒が名を見たら欄	生年月日(年齢)	勤務先名称(パート・非常勤含む)又は在学校名・任園名・学年等	所得の有無 ※無の場合はカッコ内に税申告上の扶養者名を記入してください。	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	
		明・大・昭・平		有・無	

◎ 市県民税課税状況閲覧の同意について

※ 上記「世帯の状況」欄の世帯員のうち、16歳以上の全ての方の署名・捺印をお願いします。
※ 平成29年1月1日に海老名市に住民票の無い方は、海老名市での課税状況確認ができませんので、平成28年分の所得のおかかると書類(源泉徴収票や平成29年度市県民税課税証明書等、コピー可。)の添付が必要です。
なお、市県民税課税証明書は概ね6月以降に平成29年1月1日に住民票のあった市(区町村)で取得できます。

就学援助の認定事務に必要な、私の市県民税の課税情報について、海老名市教育委員会が課税台帳を確認することに同意します。

氏名 ④ 氏名 ④ 氏名 ④ 氏名 ④
氏名 ④ 氏名 ④ 氏名 ④ 氏名 ④

※ 下記について、該当するものに☑、又は記入をしてください。

住居 持家 借家 アパート その他 ()
 賃貸 家賃月額 円 ※住宅貸付資金返済のための住宅ローン等ではありません
 その他 () ※親族等に部屋代として支払っている場合は、賃貸ではありません

◎ 病氣療養中や失業中の者がいる場合
氏名 _____ 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
病名又は理由 _____

◎ 就学援助費の振込先口座

※ 前年度就学援助を受けている方は、できるだけ同じ口座にしてください。
 ※ ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、通帳を確認し、必ず振込用の口座番号を記入してください。
 ※ 学校から現金での受け取りを希望する場合は、口座番号を記入せず、別途委任状を提出してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店種別	普通 当座
フリガナ		本店・支所	
口座名義人 (保護者に限る)		口座番号	口座番号(7ケタ)

◎ 就学援助の受給状況

前年度受けていた 受けたことがある(平成 年度) 今回初めて申請した

他市町村で受けていた 【 平成 年度、市町村】

生活保護をうけていた。(平成 年 月 日 停止・廃止) の理由にて申請してください。
 市民税の減免を受けている。(※減免決定通知書(コピー)の添付が必要です。)
 国民年金保険料や国民健康保険料の減免を受けている。(※減免決定通知書等(コピー)の添付が必要です。)
 児童扶養手当の支給を受けている。【児童扶養手当証書番号 第 [] (※児童扶養手当は、「児童手当」、「特別児童扶養手当」ではありません。)
 東日本大震災により避難してきたため。
 職業が不安定で生活が苦しい、その他。(理由や生活状況を具体的に記入してください。)

申請理由

◎ 世帯の状況の変化について

※ 前年度に海老名市で就学援助を受けていた方はご記入ください。
 前年度と比べて世帯構成、世帯の収入及び状況等は変化しましたか？
 特に変化はない。 世帯構成が変わった。(どのように？)
 収入が 増えた / 減った。(状況等：)
 その他 (状況等：)

◎ 認定された場合の第1回支給時期の希望について (任意記入)

審査の結果、認定となった場合、4月中の第1回目の支給を希望します。
 ※4月中の支給を希望される場合には、平成29年2月24日(金)までに必要な書類を添付のうえ、申請する必要があることをご注意ください。
 ※所得審査が必要な方については、所得がわかる書類(源泉徴収票等)が必要となります。添付がない場合、4月中の支給はできませんのでご承知ください。

※※※ 学校使用欄 ※※※

《 就学援助に伴う学校長所見 》 当該児童生徒の就学援助の申請を認める。
 特記事項

当該申請者について、上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

海老名市教育委員会 殿

海老名市立 学校

校長 [印]

※※※ 教育委員会使用欄 ※※※

認定 (追加 生保)
 当初 継続 新規 減免 所得
 非認定 児童 他 ()

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p><u>教育</u>委員会では、就学援助に関する事務処理を次のように行う。</p> <p>1 就学援助制度の周知徹底</p> <p>(1) <u>教育</u>委員会は、この制度の存在及び趣旨について、広報、お知らせ文書等により保護者への周知を図る。</p> <p>(2) 教職員は、<u>新入学児童生徒説明会</u>、家庭訪問の際、<u>その他</u>必要に応じ、保護者への周知を図る。</p>	<p>委員会では、就学援助に関する事務処理を次のように行う。</p> <p>1 就学援助制度の周知徹底</p> <p>(1) 委員会は、この制度の存在及び趣旨について、広報、お知らせ文書等により、<u>市民である</u>保護者への周知を図る。</p> <p>(2) 教職員は、<u>保護者会</u>、家庭訪問の際に必要なに応じ、保護者への周知を図る。</p> <p><u>(3) 民生委員に依頼し、家庭訪問等の際に必要なに応じ、保護者への周知を図る。</u></p> <p><u>2 援助を受けることのできる者の認定基準</u></p> <p><u>(1) 要保護者の認定</u> <u>次の者を要保護者として認定する。</u> <u>生活保護法第6条第2項により保護を受けている者</u></p> <p><u>(2) 準要保護者の認定対象</u> <u>次の項目を目安とし、収入状態や学校、家庭内の状況等総合的な判断によって準要保護者を認定する。その際、①のア～ケと②のアについては単独の要件により認定することができるが、②のイ～オについては、複合的に要件を満たすものとして認定することとし、他の児童・生徒との均衡を逸しないよう十分留意し、校長の所見を参考とした上で判断することとする。なお、収入の基準については、委員会が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者</u></p> <p><u>ア 生活保護法（昭和22年法律第144号）第26条に基づく保護の停止又は廃止</u></p> <p><u>イ 地方税法（昭和25年法律第266号）第72条の62に基づく個人事業税の減免</u></p> <p><u>ウ 地方税法第295条第1項に基づく市民税の非課税</u></p> <p><u>エ 地方税法第323条に基づく市民税の減免</u></p> <p><u>オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免</u></p> <p><u>カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の減免</u></p>

2 認定事務手続き

要保護者及び準要保護者の認定は、次の事務手続きにより行う。

認定及び否認定の効果は、当該年度にのみ及ぶものであり、当該年度の終了をもって消滅する。

(1) 要保護者の認定

要保護者の認定は、次のとおり行う。

教育委員会は、年度当初又は随時、福祉事務所より送付される「生活保護世帯名簿」等により、当該児童生徒を学齢簿にて在籍状況を確認した後、要保護児童生徒として認定する。また、校長に対しては、「生活保護世帯名簿」又は「生活保護各課等連絡票」により通知する。

(2) 準要保護者の認定

準要保護者の認定は、次のとおり行う。

① 申請書の受付

準要保護の認定を必要とする者、又は申請を希望する者については、次のと

キ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収猶予

ク 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金による貸付

② ①以外で、次のいずれかに該当する者

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者又は職業安定所日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者

ウ PTA会費、学級費等/学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等に問題がある者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

オ 経済的理由による欠席日数が多い者

③ その他の理由により就学援助を受けようとする者は、その状況により決定する。

3 認定事務手続き

要保護者及び準要保護者の認定は、次の事務手続きにより行う。

認定及び否認定の効果は、当該年度にのみ及ぶものであり、当該年度の終了をもって消滅する。

(1) 要保護者の認定

要保護者の認定は、次のとおり行う。

委員会は、年度当初又は随時、福祉事務所より送付される「生活保護世帯名簿」等により、子女を学齢簿によって当該者の在籍状況を確認した後、要保護子女として認定する。また、校長に対しては、「生活保護世帯名簿」又は「生活保護法による開始等について」により通知する。

(2) 準要保護者の認定

準要保護者の認定は、次のとおり行う。

① 「就学援助費交付申請書」（第 1 号様式）の受付

準要保護の認定を必要とする者、又は申請を希望する者については、次のと

おり申請書の提出を必要とする。

- ア 年度当初の認定にあたっては、校長は申請書を教育委員会が定める日まで学校において受け付け、教育委員会へ提出する。
- イ 年度途中の認定にあたっては、校長は申請書を随時学校において受け付け、速やかに教育委員会へ送付する。
- ウ 申請書には、認定要件を満たすことを証明する書類等又は申請者及び申請者と生計を共にする者で収入のある者全員の前年の収入状況を明らかにする証明書等を添付しなければならない。

② 認定及び通知

- ア 教育委員会は、校長から提出された申請書の内容を審査し、収入状態や学校、家庭内の状況を総合的に判断し、準要保護者の認定事務を行う。
- イ 教育委員会は、認定事務終了後速やかに、校長を経て保護者に対してその結果を通知し、校長に対しては、名簿にてその結果を通知する。
- ウ 校長は、教育委員会から送付された名簿を保管し、異動事項の記入等常時整備をする。
- エ 教育委員会は、援助費の交付決定を受ける者のうち、学校給食費の滞納がある者に対し、学校給食費の滞納分を支払う旨の誓約書を取ることができる。

③ 認定日

準要保護者の認定日については、次のとおりとする。

- ア 教育委員会が定めた年度当初の期日までに申請書の提出があった者については、4月1日を認定日とする。
- イ 年度途中に申請書を提出した者については、その申請日をもって認定日と

おり「就学援助費交付申請書」（以下「申請書」という。）の提出を必要とする。

- ア 年度当初の認定にあたっては、校長は申請書を委員会の別に定める日まで学校において受け付け、委員会へ提出する。
- イ 年度途中の認定にあたっては、校長は申請書を随時学校において受け付け、速やかに委員会へ送付する。
- ウ 申請書には、認定要件を満たすことを証明する書類等又は申請者及び申請者と生計を共にする者で収入のある者全員の前年の収入状況を明らかにする証明書等を添付しなければならない。

② 世帯票の作成等

- ア 校長は、申請者の申請に基づき、申請書ごとに「準要保護児童生徒認定に関する世帯票」（第3号様式）（以下「世帯票」という。）を作成し、年度当初の認定にあつては委員会の別に定める日までに、年度途中の認定にあつては速やかに委員会へ提出する。
- イ 世帯票には、校長は家庭訪問等により得られた所見及び意向について明記しなければならない。

③ 認定及び通知

- ア 委員会は、校長から提出された申請書及び世帯票の内容を審査し、収入状態や学校、家庭内の状況を総合的に判断し、準要保護の認定事務を行う。
- イ 委員会は、認定事務終了後速やかに、校長を経て保護者に対してその結果を通知し、校長に対しては、名簿及び世帯票を添えてその結果を通知する。
- ウ 校長は、委員会から送付された名簿及び世帯票を保管し、異動事項の記入等常時整備しておく。

する。ただし、当該申請原因となる事由が確定した日が特定できる場合、申請原因となる事由が確定した日とする。

ウ 前項の申請日とは、申請書を校長を経由して教育委員会に提出した日とする。

(3) 認定廃止

教育委員会は、次の場合において要保護者及び準要保護者の認定を廃止する。

- ① 要保護者の生活保護が停止又は廃止になった場合
- ② 準要保護者に生活保護が開始された場合
- ③ 要保護児童生徒及び準要保護児童生徒が市外へ転出した場合（ただし、学校教育法施行令第9条第1項に規定する区域外就学を教育委員会が認めた者は、この限りでない。）
- ④ その他の理由により、廃止することが特に適当であると認められる場合

(4) 児童生徒の異動

教育委員会及び校長は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の異動について、次のとおり事務処理を行う。

① 転出の場合

ア 校長は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の異動を「要・準要保護児童生徒異動報告書」（第2号様式）により、速やかに教育委員会へ報告する。

イ 教育委員会は、校長からの報告を受けた後、速やかに台帳の整理等必要な事務処理を行う。

② 転入の場合

ア 教育委員会は、要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の市内における転校については、転出学校の校長からの報告に基づく事務処理後、転入学校の校長に対して文書により通知する。

イ 要保護児童生徒及び準要保護児童生徒の市内における転校については、校長間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めなければならない。

ウ 市外から転入した児童生徒が前住地において援助費を受給していたことを知り得た場合は、当該児童生徒の保護者に対して申請の指導を行う。

4 交付方法等

(3) 認定廃止

委員会は、次の場合において要保護及び準要保護の認定を廃止する。

- ① 要保護の生活保護が停止又は廃止になった場合
- ② 準要保護に生活保護が開始された場合
- ③ 要保護及び準要保護子女が市外へ転出した場合（転出後、引き続き市立学校への区域外就学を認められている場合は、この限りでない。）
- ④ その他の理由により、廃止することが特に適当であると認められる場合

(4) 子女の異動

委員会及び校長は、要保護及び準要保護子女の異動について、次のとおり事務処理を行う。

① 転出の場合

ア 校長は、要保護及び準要保護子女の異動を「要・準要保護児童生徒異動報告書」（第4号様式）により、速やかに委員会へ報告する。

イ 委員会は、校長からの報告を受けた後、速やかに台帳の整理等必要な事務処理を行う。

② 転入の場合

ア 委員会は、要保護及び準要保護子女の市内における転校については、転出学校の校長からの報告に基づく事務処理後、転入学校の校長に対して文書により通知する。

イ 要保護及び準要保護子女の市内における転校については、校長間で連絡調整を行い、支給事務が円滑かつ的確に行われるように努めなければならない。

ウ 市外から転入した子女が前住地において援助費を受給していたことを知り得た場合は、当該子女の保護者に対して申請の指導を行う。

4 交付方法等

(1) 交付方法等

援助費の交付は、次の方法で行う。

① 援助費の交付は、教育委員会が認定者の指定する口座への振込又は、校長を経由した保護者への金銭給付によって行う。

② 学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒用品費については、年度当初の認定者のみを交付対象とする。

④ 交付内容等の通知は、教育委員会が保護者及び校長へ文書で行う。

⑤ 保護者が校長を経由した金銭給付を希望する場合は、保護者は、予め校長に対する委任状を提出しなければならない。校長は、当該委任状の提出があった場合は速やかにこれを教育委員会へ送付する。

⑥ 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、保護者の受領を証明しなくてはならない。

(2) 交付金額の算定

援助費の支給金額は、教育委員会が校長から提出された個人別内訳により海老名市就学援助費交付要綱別表に基づき算定する。

5 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(1) 交付方法等

援助費の交付は、次の方法で行う。

① 援助費の交付は、委員会が、医療費を除き、保護者の申し出に基づき委員会が保護者の指定する口座への振込又は、校長を経由した保護者への金銭給付によって行う。

② 医療費については、委員会が校長から提出された「学校病被罹患患者調書」(第 5 号様式)に基づいて医療券を発行し、子女の受診後、医療機関からの請求に基づき委員会が直接医療機関へ支払う。

③ 学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒用品費については、年度当初の認定者のみを交付対象とする。

④ 交付の時期は、原則として 7 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月及び 3 月とし、交付日については、委員会が別に定める。

⑤ 交付内容等の通知は、委員会が保護者及び校長へ文書で行う。

⑥ 保護者が校長を経由した金銭給付を希望する場合は、保護者は、予め校長に対する委任状を提出しなければならない。校長は、当該委任状の提出があった場合は速やかにこれを委員会へ送付する。

⑦ 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、保護者の受領を証明しなくてはならない。

(2) 交付金額の算定

援助費の支給金額は、委員会が校長から提出された個人別内訳により国の基準に基づき算定する。

(3) 再交付

援助費の再交付は、原則として行わない。ただし、災害等やむを得ない理由を証明書等で確認できる場合には、支給済みの援助費を再交付することができる。

(4) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

議案第21号

平成28年度全国学力・学習状況調査の公表内容について（非公開事件）

別紙のとおり、平成28年度全国学力・学習状況調査の公表内容について、議決を求めらる。

平成28年11月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成28年度全国学力・学習状況調査の市及び学校別の公表内容について決定したいため

報告第15号

海老名市奨学金条例の一部改正に関する「意見の申し出」について（非公開事件）

海老名市奨学金条例の一部改正に関する「意見の申し出」について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

就学困難な世帯の生徒を広く救済したいため

条例の一部改正に関する意見の申し出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたが、急施を要したので、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第2項の規定により報告をする。

1 意見を求められた条例

海老名市奨学金条例の一部改正

2 改正理由

就学困難な世帯の生徒を広く救済したいため。

3 海老名市長への申し出文書

別紙のとおり

4 海老名市長からの文書

別紙（写）のとおり

5 教育長が臨時代理をした理由

文書法制課より、教育委員会からの意見の申し出を受けてから、条例の制定等の起案をするため、議会日程から逆算すると早急に回答願いたいとのこと。

議会の議決を経るべき案についての意見の申出に関する場合は、教育委員会が決定する事項の一つだが、本案件については、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理して決定し、執行した。

海教総収 第 408 号
平成 28 年 11 月 10 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



条例の制定に関し意見を求めることについて

このことについて、海老名市奨学金条例の一部を改正する条例を制定するため、平成 28 年第 4 回海老名市議会定例会に下記の事項を追加のうえ上程をお願いします。

記

- 1 第 12 条第 2 号中「学業の成績又は」を削る。
- 2 他の条項については、異論ありません。

事務担当：教育総務課総務係
魚谷(内線 657)

海文発第13号

平成28年11月8日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



条例の制定に関し意見を求めることについて

このことについて、海老名市奨学金条例の一部改正条例を制定するため、平成28年第4回海老名市議会定例会に別紙のとおり上程したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴教育委員会の意見を求めます。

事務担当：文書法制課 文書法制係

内311 松井

議案第 号

海老名市奨学金条例の一部改正について

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月1日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

就学困難な世帯の生徒を広く救済したいため

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例

海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 高い学習意欲を有すること。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成29年4月1日以後に給付を決定する奨学金について適用する。

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>海老名市奨学金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)及び専修学校(第1学年から第3学年までに限る。)への修学困難な者に対し、修学を奨励するため、予算の範囲内において奨学金を給付することを目的とする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(給付資格)</p> <p>第3条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する青少年であること。</p> <p>(2) <u>高い学習意欲を有すること。</u></p> <p>(3) 性行の善良な者であること。</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第4条 給付する奨学金の額は120,000円とし、給付期間は1年間とする。</p> <p>(給付の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(奨学生の決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。</p> <p>(奨学生選考委員会の組織)</p> <p>第7条 奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、10人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者</p> <p>(2) 小学校長の代表者</p> <p>(3) 中学校長</p> <p>(4) 学識経験者</p>	<p>海老名市奨学金条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)及び専修学校(第1学年から第3学年までに限る。)への修学困難な者に対し、修学を奨励するため、予算の範囲内において奨学金を給付することを目的とする。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(給付資格)</p> <p>第3条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する青少年であること。</p> <p>(2) <u>学習成績が良好であること。</u></p> <p>(3) 性行の善良な者であること。</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第4条 給付する奨学金の額は120,000円とし、給付期間は1年間とする。</p> <p>(給付の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(奨学生の決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。</p> <p>(奨学生選考委員会の組織)</p> <p>第7条 奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)は、10人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者</p> <p>(2) 小学校長の代表者</p> <p>(3) 中学校長</p> <p>(4) 学識経験者</p>

<p>3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (選考委員会の職務)</p> <p>第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならぬ。 (身元保証人)</p> <p>第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならぬ。 (奨学金給付の方法)</p> <p>第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。 (流用の禁止)</p> <p>第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。 (奨学金の停止又は廃止)</p> <p>第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退学したとき。 (2) 学業の成績又は性行が不良となつたと認められるとき。 (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。 (4) 本市に居住しなくなつたとき。 (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 (6) 正当な理由なく転校したとき。 (7) 奨学生を辞退したとき。 (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。 (奨学金の返還) <p>第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は第12条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (選考委員会の職務)</p> <p>第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならぬ。 (身元保証人)</p> <p>第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならぬ。 (奨学金給付の方法)</p> <p>第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。 (流用の禁止)</p> <p>第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。 (奨学金の停止又は廃止)</p> <p>第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退学したとき。 (2) 学業の成績又は性行が不良となつたと認められるとき。 (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。 (4) 本市に居住しなくなつたとき。 (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 (6) 正当な理由なく転校したとき。 (7) 奨学生を辞退したとき。 (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。 (奨学金の返還) <p>第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は前条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>
<p>3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (選考委員会の職務)</p> <p>第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならぬ。 (身元保証人)</p> <p>第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならぬ。 (奨学金給付の方法)</p> <p>第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。 (流用の禁止)</p> <p>第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。 (奨学金の停止又は廃止)</p> <p>第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退学したとき。 (2) 学業の成績又は性行が不良となつたと認められるとき。 (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。 (4) 本市に居住しなくなつたとき。 (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 (6) 正当な理由なく転校したとき。 (7) 奨学生を辞退したとき。 (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。 (奨学金の返還) <p>第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は第12条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (選考委員会の職務)</p> <p>第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならぬ。 (身元保証人)</p> <p>第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならぬ。 (奨学金給付の方法)</p> <p>第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。 (流用の禁止)</p> <p>第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。 (奨学金の停止又は廃止)</p> <p>第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 退学したとき。 (2) 学業の成績又は性行が不良となつたと認められるとき。 (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。 (4) 本市に居住しなくなつたとき。 (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 (6) 正当な理由なく転校したとき。 (7) 奨学生を辞退したとき。 (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。 (奨学金の返還) <p>第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は前条の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成29年4月1日以後に給付を決定する奨学金について適用する。

(案)

議案第 号

海老名市奨学金条例の一部改正について

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年12月1日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

給付資格等を見直したいため

海老名市奨学金条例の一部を改正する条例

海老名市奨学金条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

（2） 高い学習意欲を有すること。

第12条第2号中「学業の成績又は」を削る。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第12条の規定は、平成29年4月1日以後に給付を決定する奨学金について適用する。

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>海老名市奨学金条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（第1学年から第3学年までに限る。）への修学困難な者に対し、修学を奨励するため、予算の範囲内において奨学金を給付することを目的とする。</p> <p>第2条 削除 (給付資格)</p> <p>第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する青少年であること。</p> <p>(2) <u>高い学習意欲を有すること。</u></p> <p>(3) 性行の善良な者であること。</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第4条 給付する奨学金の額は120,000円とし、給付期間は1年間とする。 (給付の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。 (奨学生の決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。 (奨学生選考委員会の組織)</p> <p>第7条 奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、10人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者</p> <p>(2) 小学校長の代表者</p> <p>(3) 中学校長</p> <p>(4) 学識経験者</p>	<p>海老名市奨学金条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、経済的理由により学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（第1学年から第3学年までに限る。）への修学困難な者に対し、修学を奨励するため、予算の範囲内において奨学金を給付することを目的とする。</p> <p>第2条 削除 (給付資格)</p> <p>第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる資格を有する者でなければならない。</p> <p>(1) 本市に居住する青少年であること。</p> <p>(2) <u>学習成績が良好であること。</u></p> <p>(3) 性行の善良な者であること。</p> <p>(奨学金の額及び給付期間)</p> <p>第4条 給付する奨学金の額は120,000円とし、給付期間は1年間とする。 (給付の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。 (奨学生の決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。 (奨学生選考委員会の組織)</p> <p>第7条 奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、10人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 民生委員の代表者</p> <p>(2) 小学校長の代表者</p> <p>(3) 中学校長</p> <p>(4) 学識経験者</p>

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(選考委員会の職務)

第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならない。
(身元保証人)

第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならない。
(奨学金給付の方法)

第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。
(流用の禁止)

第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。
(奨学金の停止又は廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 性行が不良となったと認められるとき。
- (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。
- (4) 本市に居住しなくなったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 正当な理由なく転校したとき。
- (7) 奨学生を辞退したとき。
- (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は**前条**の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(選考委員会の職務)

第8条 選考委員会は、教育委員会の諮問に対し、奨学生としての適否及び理由その必要な事項を答申しなければならない。
(身元保証人)

第9条 奨学金給付の決定を受けた者は、本市に居住し、独立の生計を営む成年者の身元保証人をたてなければならない。
(奨学金給付の方法)

第10条 奨学金は奨学生本人に給付する。
(流用の禁止)

第11条 奨学金は、有効適切に使用し、これを他の目的に流用してはならない。
(奨学金の停止又は廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を停止し、又は廃止することができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) **学業の成績又は**性行が不良となったと認められるとき。
- (3) 傷病その他の理由により学業を続けることが困難と認められるとき。
- (4) 本市に居住しなくなったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 正当な理由なく転校したとき。
- (7) 奨学生を辞退したとき。
- (8) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の給付を受けている者が、第11条の規定に違反したとき、又は**第12条**の規定に該当するときは、教育委員会は選考委員会の答申を得て給付した奨学金の返還をさせることができる。
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第12条の規定は、平成29年4月1日以後に給付を決定する奨学金について適用する。

報告第16号

海老名市学校施設長寿命化・再整備計画の策定について

海老名市学校施設長寿命化・再整備計画の策定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成28年11月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

学校施設長寿命化・再整備計画の策定を行いたいため

海老名市学校施設長寿命化・再整備計画の策定について

1 概要

海老名市の学校施設は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代後半にかけての児童生徒急増期に、一斉に整備されたものが多く、校舎の約 8 割が建築後 30 年を経過し、体育館については、全てが建築後 30 年を経過しています。

そのため、老朽化が進む校舎等の長寿命化とともに、少子化に対応した施設の再編成などを考慮し長寿命化・再整備計画した計画を策定します。

なお、施設の劣化状況の評価手法や保全に係る基準等の設定、地域機能との複合化や施設の転用などの提案を広く求め、より効果的な事業が実施できる業者を選定するため、プロポーザルによる業者選定を行います。

2 目的

本業務は、海老名市内の小学校、中学校の校舎及び屋内運動場（以下「学校施設」という。）について、現状の把握・分析及び将来の児童生徒数の推移などに基づく、今後の学校施設のあり方と再配置を検討するとともに、現地調査をふまえた劣化診断、施設評価を行い、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した学校施設全体の長寿命化・再整備計画を策定することを目的とします。

3 業務概要

- (1) 学校施設の現状把握と劣化状況評価
- (2) 保全に係る基準等の設定
- (3) 保全計画の策定
- (4) 再配置の検討
- (5) 複合化の検討

4 プロポーザルスケジュール（予定）

- (1) 告 示 11 月 15 日（火）
- (2) 参加表明書受付 11 月 15 日（火）から 11 月 25 日（金）まで
- (3) 企画提案書提出 12 月 14 日（水）から 12 月 20 日（火）まで
- (4) 契約締結 1 月 25 日（水）（予定）

5 契約期間 契約締結日から平成 30 年 3 月 19 日まで

海老名市公共施設白書

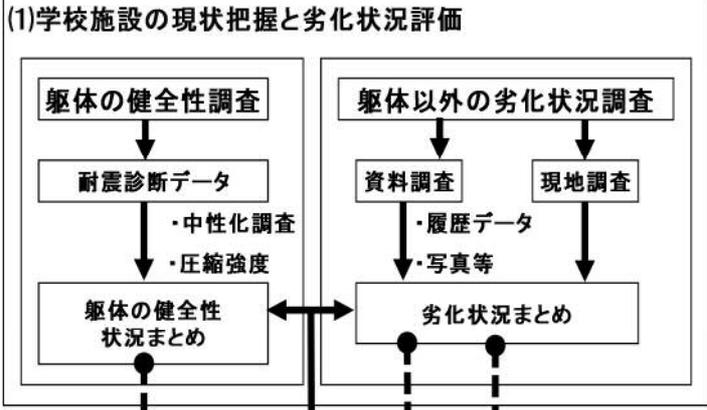
海老名市公共施設再編計画

学校施設長寿命化・再整備策定業務

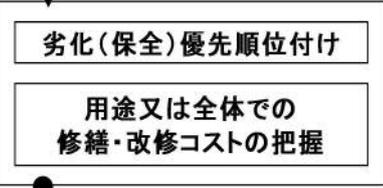
実態把握

方針の策定

計画の策定・運用

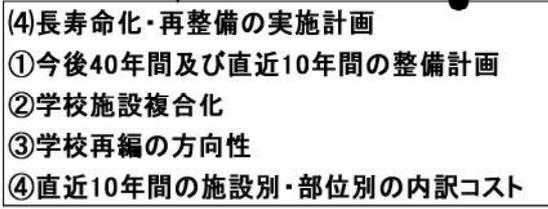
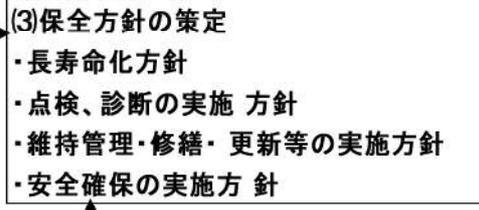


学校施設を含む公共施設の方向性



- ① おらが学校
- ② 小中一貫教育
- ③ 学童保育
- ④ 児童・生徒数の推移

学校再編の方向性



庁内検討会等の運営支援